

資料 1 就職氷河期世代活躍支援について
(山口労働局職業安定課)

就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019

令和元年 12 月 23 日
就職氷河期世代支援の推進に関する
関係府省会議決定

I はじめに

1. 現状認識

- いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。こうした課題は、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要なものである。
- 更に、これらの課題への対応は、我が国の将来に関わる重要な課題である。

2. 経緯

- 本年6月に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「就職氷河期世代支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）をとりまとめ、政府として3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出した（別添1参照）。
- その後、内閣官房に就職氷河期世代支援推進室を設置し、政府一丸となって支援に取り組む体制を整備するとともに、本年11月には社会全体でこの課題に取り組む気運を醸成するため、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」（当事者・支援団体、労使、地方の代表団体や有識者を構成員とする会議体（プラットフォーム）の全国版。以下「全国プラットフォーム」という。）を開催した。
さらに、本年12月の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）において、就職氷河期世代支援が一つの大きな柱として盛り込まれたことを踏まえ（別添2参照）、令和元年度補正予算案及び令和2年度予算案において、就職氷河期世代支援の強化・加速化を図るための支援策が盛り込まれた。

3. 基本的考え方

- 本「就職氷河期世代支援に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）は、支援プログラムに基づく個別の取組について、具体的に明らかにすると同時に施策の成果目標を定め、地方自治体や関係支援団体等、施策の推進に当たり協力を求める関係者との認識の共有を図りつつ、今後の進捗状況を確認していくための基礎となるものである。

○ 本行動計画は、基本的に政府の取組を内容としているが、就職氷河期世代支援は、政府の取組のみで成し遂げられる性格のものではなく、地方自治体や関係支援団体はもとより、産業界の協力なくしては所期の目的を達することが困難である。したがって、政府以外の取組についても言及し、それぞれの立場からの協力を求めている。本行動計画によって示される施策の全容が関係者の理解を深める一助となること、さらには、全国及び地方のプラットフォームの場を通じて一層の理解の深化が進むことを期待する。

○ この点について、今一度取組の原点に立ち返ると、支援プログラムでは、「現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す」こととされている。

すなわち、就職氷河期世代の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、職場での傷つき等の経験から、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられる。それぞれの方々の当面の目標は、そもそも働くことや社会参加など多様であり、それらの方々が生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。このため、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。その際には、これまで以上に、一人一人が置かれている「いま」の状況、様々な悩みやニーズを受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要がある。

全国及び地方のプラットフォームの推進に当たっては、以上のような考え方を、関係者間で共有することが不可欠である。

○ 本行動計画の実行に必要な予算については、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保するとともに、支援策の実効性を最大限に高めるべく計画的に取り組む。

特に、相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策については、大幅に新設・拡充するとともに、地域における先進的・積極的な取組への支援を含め、関係者が安心して取り組めるよう、国として継続的に財源を確保することとし、令和元年度補正予算を含め、3年間で650億円を上回る財源を確保する。

○ 支援プログラムは、今後3年間を集中的に取り組むべき期間と定めているが、他方で、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、息長く支援していく必要がある場合も十分に想定される。今後、全国及び地方のプラットフォームを通じて、社会全体の気運醸成や好事例の横展開を図りつつ、地方自治体や関係支援団体、当事者団体、さらには労使双方の産業界を含め、最前線で取り組む職員・相談員一人一人まで、思いを一つにして就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう継続的な取組を推進する。

- いまある社会に参加を促すのみならず、当事者の方々の声を反映した、彼ら自身が参加したいと思えるような、開かれた社会を創っていくことこそが、より本質的なゴールである。今回の、支援プログラムや本行動計画に基づく取組を通じ、このゴールに少しでも近づくことを目指す。

II 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

① 就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームの開催

- 就職氷河期世代等への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じ、官民が協働して就職氷河期世代等の支援に関する社会の関心を高め、社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるため、「全国プラットフォーム」を定期的に開催する。

年明けにも、就労、社会参加支援等のそれぞれの分野において、積極的に取り組まれている方や有識者からヒアリングを行うとともに、年度内を目途に次回全国プラットフォームを開催し、行動計画及び有識者ヒアリング概要の報告を行う。（内閣官房）

② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置する。あわせて、福祉と就労をつなぐ市町村のプラットフォームを整備し、支援対象者の就職・社会参加を実現する。こうした取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県労働局に新たに配置する。

これら地方のプラットフォームについて、令和2年4月以降、先行して取組を進めている4か所（大阪、愛知、福岡、熊本）に加えて、年度明け早々に、10か所程度での取組を開始するとともに、来年度中に、全都道府県における取組を開始することを目指す。地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者やそのご家族の声を聞きながら、取組を促進していくことが不可欠である。（厚生労働省）

③ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援

- 地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設し、

先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援し、優良事例を横展開する。

例えば、広域移動時の交通費の支給や、地域活性化に資する就職を前提とした奨学金の返済支援等、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減をはじめ、就職氷河期世代に特化した相談支援や、多様な働き方、社会参加の場の創出、地域の創意工夫を活かした就職説明会等の取組への支援等を実施する。

今後、年内を目途に実施体制を整備したうえで、全都道府県に対し、追って説明会を開催する旨を連絡し、併せて市町村への共有を依頼する。その上で、年明け以降、交付要綱を整備したうえで、速やかに説明会を実施し、年度内を目途に交付決定を行う。(内閣府)(令和元年度より前倒し実施)

2. 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

(1) きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立

① ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援の実施

- 不安定就労者一人一人が置かれている課題・状況等に対応するため、全国の主要なハローワークに専門窓口(69か所)を設置する。キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。(厚生労働省)(令和元年度より前倒し実施)

(2) 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立(出口一体型)

(1) 業界団体等と連携した即効性のある就職支援等

① 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援

- 就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、1か月から3か月程度の短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、例えば、IT、建設、運輸、農業その他人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と半日から3日間程度の職場見学・職場体験、ハローワーク等と連携した就職支援等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、同コースにおいて、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。

また、本事業で実施される訓練について、職業訓練受講給付金の給付対象とする。(厚生労働省)

② 観光業、自動車整備業、建設業、造船・船用工業、船員等への新規就業者の確保・育成

- 以下の業種等において、新規就業者を確保・育成するための各種支援等を実施する。
(国土交通省)

ア) 観光業

- 就職氷河期世代を含んだ旅館への就職・転職に興味のある方を対象に、旅館実務の基礎知識や地域の特色についての座学、施設の就業体験等を全国5か所程度で実施する。また、地域の観光産業に就職経験のない就職氷河期世代の方及び結婚・出産等で一度職場を離れた方や経営者向けに定期的に行う研修を事業採択地域が主体となって整備する。

イ) 自動車整備業

- 多様な働き方を可能とする労働条件の整備等をテーマとした経営者向け「人材確保セミナー」を、関係団体の協力を得ながら国として毎年度一回以上実施し、未経験・無資格者の採用及び採用後の資格取得のための教育制度の促進、人材確保のための課題の整理、地域の事業者間連携による好取組事例の収集・展開等により、就職氷河期世代を含む多様な自動車整備人材受入のための環境整備を行う。

ウ) 建設業

- 建設業団体と連携を図りながら、建設技能者のスキル向上のための特別講習を全国で実施するほか、インターネット上で利用可能な受講しやすい新プログラムの作成により、就職氷河期世代を含めた多様な世代の建設技能のスキル向上を図る。(令和元年度より前倒し実施)

エ) 造船・船用工業

- 就職氷河期世代を含む幅広い世代に対するキャリアアップのためのリカレント教育を行うため、地方協議会等において、事業者ニーズを踏まえ、造船工学新教材や造船技能研修センター等を活用した造船・船用工業分野での就労に必要な基礎的な知識や技能の習得と職場実習等を可能とする教育内容等について検討し、受入れのための環境整備を図る。

オ) 船員等

- 就職氷河期世代を含む船員の経験のない者を雇用し、育成した事業者に対する助成や、船員の専門教育機関を卒業していない者が船舶の運航に関する資格を取得するための訓練を実施する事業者に対する補助等を行う。
- (独)海技教育機構「海技大学校」及び「海上技術短期大学校」にて訓練を受け資格を取得したものの、船員として就職できなかった就職氷河期世代を含む者について、船員としての就職を促進するため、現在の船舶の運航で主に用いられている航海計器、機関装置等の操作に関するスキルアップを取り入れたリカレント訓練を実施する。

③ 農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成

- 以下の業種において、就職氷河期世代の新規就業者を確保・育成する観点から、それぞれの事業趣旨を踏まえつつ、以下の施策を実施する。(農林水産省)

ア) 農業

- 就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就農を支援するため、以下の施策を実施する。(一部令和元年度より前倒し実施)
 - ・ 就農準備段階から経営開始後まで一貫した地域におけるサポート体制づくり、実践的なりカレント農業教育の実施に必要な施設設備の整備、リカレント教育研修の実施経費を支援する。
 - ・ 就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者を地域単位で受け入れ、研修コーディネーターを配置し、農村における2週間程度の農業の体験研修及びコミュニティ体験研修の実施を支援する。
 - ・ 次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間を後押しする資金、及び就農直後の経営確立に資する資金を交付する。
 - ・ 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修・新法人設立に向けた研修等について支援する。
 - ・ 若者の就農意欲を喚起するセミナー等の開催、短期就業体験機会の提供、就農相談会の開催、労働力確保と労働環境の改善による農業の「働き方改革」を一体的に推進するための体制づくり等の取組について支援する。

イ) 林業

- 都道府県の指定を受けた林業経営体が新規就業者を雇用して行う以下の研修等を支援する。
 - ・ 林業への新規就業者の確保に向けた就業ガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用(3か月を上限)(令和元年度より前倒し実施)
 - ・ 新規就業者を林業作業士(フォレストワーカー)へと育成するための3年間の体系的な研修(集合研修とOJTの組合せ)
 - ・ 林業大学校等で学ぶ青年の就業準備を支援
 - ・ 新たに林業への就業を目指す社会人を対象とした短期インターンシップ等への支援(先進技術や最新の林業機械の操作実習、安全教育の徹底への支援)。

ウ) 漁業

- 漁業学校等における通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講、漁業学校等で学ぶ若者の就業準備、就業希望者への就業相談会の開催等就業情報の提供等、新規就業者の定着促進のための漁業現場での長期研修、若手漁業者の収益力向上のための経営・技術の向上の支援を行う。(一部令和元年度より前倒し実施)

④ 求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和

- 就職氷河期世代を含む幅広い世代の求職者支援訓練について、個々人の状況に応じ

て安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、実践的な技能等を付与する「実践コース」のうち、医療事務や介護初任者関係等の就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を、現行の3か月以上から2か月以上に緩和する。

また、複数の事業所で働く者・非正規雇用労働者など在職中の者や、育児・介護中の者など、訓練時間に特に配慮を要する者で、そのコースの受講が安定就職に必要なであるとハローワークが認めた者を対象とした訓練コースを設定する場合、夜間、土日等の受講が可能となるよう、現行の訓練期間の下限（1日あたり原則5～6時間、1月あたり100時間以上）を緩和し、1日あたり原則3～6時間、1月あたり80時間以上とする。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

（ii キャリアアップ・就職に向けたリカレント教育等）

① リカレント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援

- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等について、学び直しのためのオンライン講座の開発及び提供を行うとともに、Society5.0時代の学校現場での最新の教育の実践経験を積めるよう、授業観察・模擬授業等の実践的な教育講座を開講し、就職氷河期世代が教職を目指すための環境整備を行う。（文部科学省）（令和元年度より前倒し実施）
- 就職氷河期世代を含む幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた大学・専修学校等における出口一体型のリカレント教育を推進する観点から、それぞれの事業趣旨を踏まえつつ、以下の施策を実施する。（文部科学省）
 - ・ 放送大学において、オンライン配信等による数理・データサイエンス・AI人材の育成に向けた授業科目や公開講座コンテンツを制作するとともに、関係機関等と連携した短期リカレント講座コンテンツを制作・提供する。
 - ・ 情報技術分野を中心とする体系的で高度な実践教育プログラムを、産業界とのネットワークを活用しながら複数大学の協働により開発・実施する。
 - ・ 産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出す人材を育成する。
 - ・ 専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座を開発・実証する。
 - ・ 大学等においてリカレント教育や実践的な教育を担う実務家教員の育成に関する産学共同教育の場やプログラムを構築・提供する。
 - ・ 女性の社会参画を促進するため、大学、男女共同参画センター、企業等の関係機関等の連携により、キャリアアップ・キャリアチェンジに向けた意識醸成・情報提

供、相談体制の整備、学習プログラムの設計、フォロー等を総合的に支援するモデルを構築し、女性の学び直しやキャリア形成等を支援する。

- ・ 大学等におけるリカレント講座の情報や支援情報等を総合的に発信するポータルサイトについて、更なる整備を推進する。

② 社会人等を対象とする実践的能力開発プログラムの開発実証

- 地方の現場等を舞台とした社会課題を題材にし、社会人等を対象とする実践的能力開発プログラムの開発実証（課題設定・データ解析・効果測定等）を行う。（経済産業省）

③ 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

① トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充

- 職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な就職氷河期世代を含む幅広い世代の求職者について、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成するトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）について、対象労働者のうち、フリーターやニート等であってハローワーク等で個別支援を受けている者の年齢要件を45歳未満から55歳未満に引き上げる。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

② 特定求職者雇用開発助成金の拡充（就職氷河期世代安定雇用実現コースの創設）

- 正社員経験がない又は少なく、キャリア形成の機会がなかったこと等から正社員就職が長続きしない者や非正規雇用を繰り返す者を雇い入れた企業への助成金について、失業中の者のみならず、非正規雇用労働者も支給対象とするなど就職氷河期世代向けに対象者を拡充する。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

③ 人材開発支援助成金の要件緩和

- 企業内での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学（Off-JT）を組み合わせた就職氷河期世代を含む幅広い世代の従業員を対象にした雇用型訓練（有期実習型訓練）に対して訓練経費や訓練時間中の賃金の一部を助成する人材開発支援助成金について、事業主がより柔軟に対応できる短期間の雇用型訓練の実施を促進する観点から、助成金の支給対象となる訓練期間の下限を、現行の3か月以上から2か月以上に緩和する。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

④ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

- 就職氷河期世代を含め有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者について、正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対

して助成する。(厚生労働省)

⑤ 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集機会の拡大

- 不安定就労者・無業者のうち、就職氷河期世代を対象とした年齢限定の求人は、ハローワーク経由でのみ可能となっている。今後、民間の職業紹介事業者を通じた同様の求人も可能とすることについて、速やかに検討を行い、結論を得た上で、遅滞なく所要の措置を講じる。(厚生労働省)

⑥ 採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施の推進

- 採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進するため、その実施に当たっての留意点を整理し、好事例の発信、横展開を行うことを検討する。(内閣官房)

⑦ セキュリティ人材のキャリアアップ等の促進

- 就職氷河期世代を含む専門人材が、IoT 機器等の信頼性を検証する「ハイレベル検証サービス」に参加し、キャリアアップすることにもつなげる。(経済産業省)

⑧ 中小企業による多様な形態・人材からの人材の確保・活用に向けた支援

- 中小企業の経営者に対する採用手法等の人材確保に係る講演・セミナーや、WEB や交流会等による求職者に対する企業の強み・職場環境などの魅力発信等を通じて、中小企業が就職氷河期世代を含む多様な人材を確保・活用できるよう支援を行う。(経済産業省)

⑨ 障害者や生活困窮者向けの農業技術習得の研修等の支援

- 障害者や生活困窮者の農業分野における雇用及び就労の促進に向け、農業法人や社会福祉法人が行う、生産技術、加工技術を習得するための研修等に対して支援する。(農林水産省)

(4) 民間ノウハウの活用

① 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援

- 就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方の多い全国 16 か所の都道府県労働局を選定し、成果連動型の民間委託事業を実施する。

具体的には、民間事業者が、創意工夫を生かして、2か月程度(最大3か月)の、教育訓練、職場実習等を実施する場合に、その訓練等にかかる費用(10万円)を支給する(年間1万人を対象)。

また、これら訓練等を経て安定就職した後に定着支援を実施し、一定期間(6か月)定着した場合は、成果に連動した委託費(50万円)を支給する。さらに一定期間(6

か月、計1年間)定着した場合は、成果に連動した委託費(10万円)を支給する。

また、本事業で実施される訓練等について、職業訓練受講給付金の給付対象とする。
(厚生労働省)

3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

(1) アウトリーチの展開

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

- 地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、アウトリーチを行うための経費について、以下の財政支援の仕組みを新たに創設する。

アウトリーチの充実のため、自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置する。アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった丁寧な支援を実施する。具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援等を実施する。

また、相談へのアクセスを向上させるため、アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談等を実施する。(厚生労働省)(令和元年度より前倒し実施)

② 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。(厚生労働省)

③ 地域若者サポートステーションの支援対象の拡大、福祉機関等へのアウトリーチの強化

- これまで40歳未満の若年無業者等の職業的自立支援の拠点として実績を上げてきたサポステの知見・ノウハウを有効に活用し、就職氷河期世代の支援体制を全国的に整備する。

具体的には、全国177か所のサポステにおいて、支援対象を49歳にまで拡大し、就職氷河期世代の無業者に対する相談体制を整備するとともに、支援対象者の把握・働きかけのため、生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所、ひきこもり支援センター等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援(出張支援)を実施する。

また、サポステスタッフの就職氷河期世代支援のための対応力を向上させるため、中央レベルでの研修を実施する。(厚生労働省)

(2) 支援の輪の拡大

① ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ひきこもり相談に関するノウハウを有する県域のひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村域の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進する。これにより、自立相談支援機関からの検討要請等を踏まえた専門的なアドバイスや、当事者やご家族のご意向を踏まえた上での当該自立相談支援機関と連携した直接支援を行う。(厚生労働省)

② 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等

- 中高年のひきこもり状態にある者のニーズに応じたきめ細かい支援を行う観点から、就労に限らない多様な社会参加の場を確保するほか、最も身近な支援者である家族に対し、本人との接し方についてのアドバイス等、必要な支援の充実を図る。

具体的には、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、家族会や当事者会の参画も得ながら、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所づくりを進めるとともにボランティア活動の機会等を創出し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会、生きる力を回復し自己肯定感を取り戻す機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

また、市町村におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。(厚生労働省)(令和元年度より前倒し実施)

③ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

- 生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め専門性を高めるとともに、ひきこもり地域支援センターとの円滑な連携を図っていくため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。また、本人や家族の心情に寄り添える人材育成(家族や経験者等のピアサポーター含む)を実施し、活用していく。(厚生労働省)

④ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における就職氷河期世代を含む幅広い世代の地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの機能を一体的に実施できる事業の実施自治体数を200か所から250か所に増やす。

具体的には、地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、複合的な課題にも支援関係者全体が連携して対応するための多機関協働による断らない相談支援、既存の支援制度ではカバーされない狭間のニーズに対する就労支援、居住支援等の参加支援、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくりに向けた支援に係る市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。(厚生労働省)

⑤ ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習開催への支援等

- 地方自治体による、ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習の開催を支援する。加えて、子ども・若者総合相談センターとして有用なノウハウ等(ポスト青年期を過ぎようとしている者への有効な支援策等)を協議・発展させるための会合を開催する。(内閣府)

⑥ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

- 生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業について、市町村の枠を超えた広域での情報共有やマッチングを推進し、より多くの利用者受入れにつなげる。

具体的には、地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。

その上で、開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内の自立相談支援機関へ共有し、担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて、新たな就労体験等のニーズを把握する。更に、円滑な利用が図られるよう、就労体験先等の初回利用の際に同行し、企業側との調整を実施する。(厚生労働省)

⑦ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

- 就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を30か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）、委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓、広域実施の主体自治体による広域参加自治体の住民を対象とした支援等を行う。（厚生労働省）

⑧ 農業分野等との連携強化モデル事業の実施

- 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国5か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、委託事業者の調整のもと、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置する。委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

モデル事業終了後は、事業成果（ノウハウ）をもとに、全国各地でマッチング支援機関を設置し、支援体制を構築する。（厚生労働省）

⑨ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金の貸付を行う新しいメニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。

新たなメニューの対象者は、市町村個人住民税非課税者であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6か月以内（従来の貸付では、貸付の日から6月以内）に緩和する。

これらの取組を実施するため、社会福祉協議会における当該貸付に係る必要な貸付原資及び貸付システム改修経費について、都道府県等に補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

⑩ 女性向け就労支援等を行う地方自治体の取組への支援等

- 学び直しやキャリア形成の支援、企業の取組の促進など、女性活躍の取組や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる支援等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方自治体が行う取組を支援する。（内閣府）（令和元年度より前倒し実施）

4. その他の取組

(1) 一人一人につながる戦略的な広報の展開

① 就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施

- 就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、政府広報、インターネット広告、SNS広告、内閣官房就職氷河期世代支援推進室のTwitterアカウント等の各種メディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。(内閣官房・厚生労働省)

(2) 地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策

① 社会人版ふるさとワーキングホリデーの推進等

- ふるさとワーキングホリデーへの参加を契機に移住・転職等した過去の参加者の追跡調査を行ったうえで、30代・40代の参加者に効果的に訴求するコンテンツを作成するとともに、転職フェア等就職氷河期世代が多く参加するイベントへの出展等を行う。

その他、地方への人の流れを創出する観点から以下の施策を実施する。(総務省)(一部令和元年度より前倒し実施)

- ・ 地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・自治体担当職員双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援する。
- ・ 産学金官の連携により、地域の資源を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」の推進により、地域の雇用創出と消費拡大を更に促進する。
- ・ 移住・交流情報ガーデンにおいて、地方への移住、地域おこし協力隊への参加等に関する相談に対応するとともに、地域と多様に関わる者への情報提供を行う。
- ・ 地域課題解決に資するテレワーク推進のための環境整備等を支援する。

(3) 国家公務員・地方公務員の中途採用の促進

① 国家公務員の中途採用の促進

- 就職氷河期世代の方々に意欲・能力をいかして活躍いただくとともに、組織の活性化を図る観点から、国家公務員の中途採用について、令和2年度から令和4年度までの間、政府を挙げて集中的に取り組む。令和元年度においても、内閣府及び厚生労働省において、速やかに公募を開始し、新年度早々の採用に向け年度内に内定を出すなど、先行的に取組を実施するとともに、各府省における採用ニーズを踏まえ、人事院による統一的な試験の実施、今後の政府全体の採用規模や各府省における採用方針の明確化など、来夏に向けて全府省の中途採用に向けた取組を具体化する。(内閣官房、人事院)

※ なお、本文中の人事院に係る部分については、今後、必要に応じて、人事院に対して

改めて検討を依頼する。

② 地方公務員の中途採用の促進

- 地方公務員の中途採用については、年内に、就職氷河期世代の募集におけるポイント・留意点等の情報提供とともに、先行地方自治体の採用実績・見込、好事例の取りまとめを行い、更なる取組を要請する。その上で、年度内を目途に、全地方自治体における採用の規模やスケジュール等に関する調査を行うとともに、地方自治体の採用ページのリンクのホームページ掲載など、地方自治体の取組状況について国として情報発信に取り組む。

令和2年度以降、全国会議、ブロック会議、ヒアリング等を通じ、集中的に取組を要請し、取組の具体化を図るとともに、中途採用の状況を継続的に調査しフォローアップを実施する。(総務省)

(4) 労使の取組

- 就職氷河期世代の活躍の場を広げるため、上記の政府の取組とともに、経済界や労働界において、インターンシップ等を活用した積極的な採用の促進、人材育成の充実、就労や社会参加に向けた相談支援等の具体的取組を推進する。

各団体において、地域における取組も含め、可能なことから直ちに取組むとともに、既に行った取組や今後行う取組について本年度内を目途に取りまとめたうえで、全国プラットフォームの場において共有するとともに、地方でも、主体的な取組がなされるよう促していく。なお、今後、集中取組期間内において、毎年度末に、同様の取組を行うこととする。

- 以上に掲げる個別施策に関する予算措置の概要は、「別表」のとおりである。
- 施行時期については、特段の記載がない限り、令和2年度予算成立後順次実施するものとする。

Ⅲ 実効性の確保のためのフォローアップ

- 支援プログラムにおける就職氷河期世代の正規雇用者 30 万人増加の目標の進捗状況を評価するため、本格的な支援策の実施前である 2019 年平均の正規雇用者数を基準値とし、3 年後の 2022 年平均の正規雇用者数が、当該基準値から 30 万人増加していることを目標とする。
- また、健康面の不安や自信が持てないといった理由などのために長期にわたって就業も求職活動もしていない方や、長期にわたりひきこもりの状態にある方をはじめ社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方に対しては、一人でも多くの方々が、希望に応じ、そもそも働くことや社会参加ができるよう、雇用の場を含めて社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。
- この目標達成に向けて、行動計画に盛り込んだ施策については、毎年、全国プラットフォームにおいて取組状況のフォローアップを実施する。このため、個別施策の進捗を極力定量的に把握するための具体的指標を設定する。
- これらを通じて、毎年度、行動計画の改定を行うこととする。関係府省は、引き続き、就職氷河期世代の実態を把握しつつ、相互に緊密な連携を取りながら、施策の見直し・改善や、新たな施策の追加を含め、目標達成に向けての取組を継続的に充実・強化していく。施策の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることに鑑み、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域における施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

※「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、年齢の上昇等）¹や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人²）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

（施策の方向性）

（1）相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

SNS、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支

¹ この結果、無業者、不安定就労者が多く、他の世代と比較して転職経験者の比率が高くなっている。

² 中心層の35～44歳で、現職の雇用形態（非正規雇用）についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者（総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（平成30年（2018年）平均））。このほか、潜在的な正規雇用希望者も想定され、本プログラムの支援対象者に含まれる。

援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

地方自治体の無料職業紹介事業を活用したきめ細かなマッチングの仕組みを横展開する。

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進する。

各種助成金の見直し等により企業のインセンティブを強化する。

採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例を横展開する。

○民間ノウハウの活用

最近では、転職、再就職を求める人材の民間事業者への登録、民間事業者による就職相談や仕事の斡旋の事例が増加している。就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、本プログラムの取組を加速させる。

(ii) 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングなどの仕組みづくりやテレワーク、副業・兼業の拡大、柔軟で多様な働き方の推進により、地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用を進める。

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていく。

速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

※安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）（抄）

5. 就職氷河期世代への支援

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるため、ハローワークにおける就職氷河期世代の専門窓口の設置、リカレント教育プログラムの開発、企業に対する助成制度の見直し・拡充などの就業に向けた支援や、長期にわたりひきこもりの状態にある方等の社会参加に向けた支援の強化・加速化のための措置を講ずる。

これらの施策を含め、「就職氷河期世代支援プログラム」を着実に実行するため就職氷河期世代支援に関する行動計画（例えば、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口ー体型」のプログラムや民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援、地域若者サポートステーション事業の拡充、ひきこもりサポート事業の強化等を含めた行動計画）を年内に取りまとめる。行動計画の実行に必要な予算について、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保するとともに、支援策の実効性を最大限に高めるべく計画的に取り組む。特に、相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策について大幅に新設・拡充するとともに、地域における先進的・積極的な取組への支援を含め、関係者が安心して取り組めるよう、国として継続的に財源を確保する。さらに、全国及び地方のプラットフォームを通じて、社会全体の気運醸成や好事例の横展開を図りつつ、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって取組を推進する。

就職氷河期世代の方々に意欲・能力を活かして活躍いただくとともに、組織の活性化を図る観点から、国家公務員の中途採用について、令和2年度から令和4年度までの3年間、政府を挙げて集中的に取り組む。令和元年度においても、一部の府省庁において先行的に取組を開始し、来夏に向けて全府省庁の取組を具体化する。あわせて、地方公共団体に対して中途採用の推進を要請するとともに、先行事例等について広く情報提供する。

- ・ ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施（厚生労働省）
- ・ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充＜予算措置以外＞（厚生労働省）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースの創設）＜予算措置以外＞（厚生労働省）
- ・ 人材開発支援助成金の要件緩和＜予算措置以外＞（厚生労働省）【再掲】
- ・ 求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和＜予算措置以外＞（厚生労働省）【再掲】
- ・ 就職氷河期世代の自立支援のための技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進（厚生労働省）

- ・ アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化<予算措置以外> (厚生労働省)
- ・ 市町村におけるひきこもりサポート事業の強化 (厚生労働省)
- ・ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援 (内閣府)
- ・ 社会人版ふるさとワーキングホリデーの推進 (総務省)【再掲】
- ・ 就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラムの開発事業 (文部科学省)
- ・ 農業・林業・漁業への新規就業者の確保・育成 (農林水産省)【再掲】
- ・ 国家公務員中途採用促進<予算措置以外> (内閣官房)

資料1

就職氷河期世代活躍支援について

令和2年8月

山口労働局職業安定課

就職氷河期世代支援に関する行動計画2019

(令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定) (抄)

I はじめに

3. 基本的考え方 (一部抜粋)

○ 本行動計画は、基本的に政府の取組を内容としているが、就職氷河期世代支援は、政府の取組のみで成し遂げられる性格のものではなく、地方自治体や関係支援団体はもとより、産業界の協力なくしては所期の目的を達することが困難である。したがって、政府以外の取組についても言及し、それぞれの立場からの協力を求めている。本行動計画によって示される施策の全容が関係者の理解を深める一助となること、さらには、全国及び地方のブラットフォームの場を通じて一層の理解の深化が進むことを期待する。

○ この点について、今一度取組の原点に立ち返ると、支援プログラムでは、「現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す」とこととされている。

すなわち、就職氷河期世代の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、職場での傷つき等の経験から、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられる。それぞれの方々の当面の目標は、そもそも働くことや社会参加など多様であり、それらの方々が生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。このため、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。その際には、これまで以上に、一人一人が置かれている「いま」の状況、様々な悩みやニーズを受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要がある。

全国及び地方のブラットフォームの推進に当たっては、以上のような考え方を、関係者間で共有することが不可欠である。

○ 支援プログラムは、今後3年間で集中的に取り組みむべき期間と定めているが、他方で、就職氷河期世代の方々それぞれに事情が多様であり、息長く支援していく必要がある場合も十分に想定される。今後、全国及び地方のブラットフォームを通じて、社会全体の気運醸成や好事例の横展開を図りつつ、地方自治体や関係支援団体、当事者団体、さらには労使双方の産業界を含め、最前線で取り組む職員・相談員一人一人まで、思いを一つにして就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう継続的な取組を推進する。

II 具体的な施策

1. ブラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するブラットフォームの形成・活用

② 都道府県・市町村ブラットフォームの開催

○ 全国ブラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。
ラットフォームの開催を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプ

ラットフォームごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県ブラットフォーム」を設置する。あわせて、福祉と就労をつなぐ市町村のブラットフォームを整備し、支援対象者の就職・社会参加を実現する。こうした取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県労働局に新たに配置する。

これら地方のブラットフォームについて、令和2年4月以降、先行して取組を進めている4か所(大阪、愛知、福岡、熊本)に加えて、年度明け早々に、10か所程度での取組を開始するとともに、来年度中に、全都道府県における取組を開始することを目指す。地方のブラットフォームでは、これまで以上に当事者やそのご家族の声を聞きながら、取組を促進していくことが不可欠である。

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

- 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、政府でとりまとめた3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現

I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就業状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就業状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短時間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）



(参考) 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン (令和元年5月29日2040年を展望した社会保障・働き方改革本部決定) (抄)

1. 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

(1) 都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成【新規】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテクセンター、経済団体、(人手不足)業界団体、金融機関等からなる、各界一体となって就職氷河期世代の活躍を図る都道府県レベルのプラットフォームを構築し、

- ・都道府県ごとの事業実施計画・KPIの設定・進捗管理
- ・就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- ・行政支援策等の周知
- ・経済団体から参加企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等への積極的参加の呼びかけ等の取組を実施する。

(2) 福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現【新規】

自立相談支援機関、地域若者サポートステーション(サポステ)、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等からなる市町村レベルのプラットフォームを整備し、

- ・地域支援協議会の運営
- ・地域資源やニーズの把握
- ・関係機関の相互リファーによる対象者の適切な支援への誘導

等により、福祉と就労を切れ目なくつなぎ、支援対象者の就職・社会参加を実現する。その際、職場見学、職場実習等の円滑な実施に向けた中小企業等の協力が得られるよう、配慮する。

2. 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報【新規】

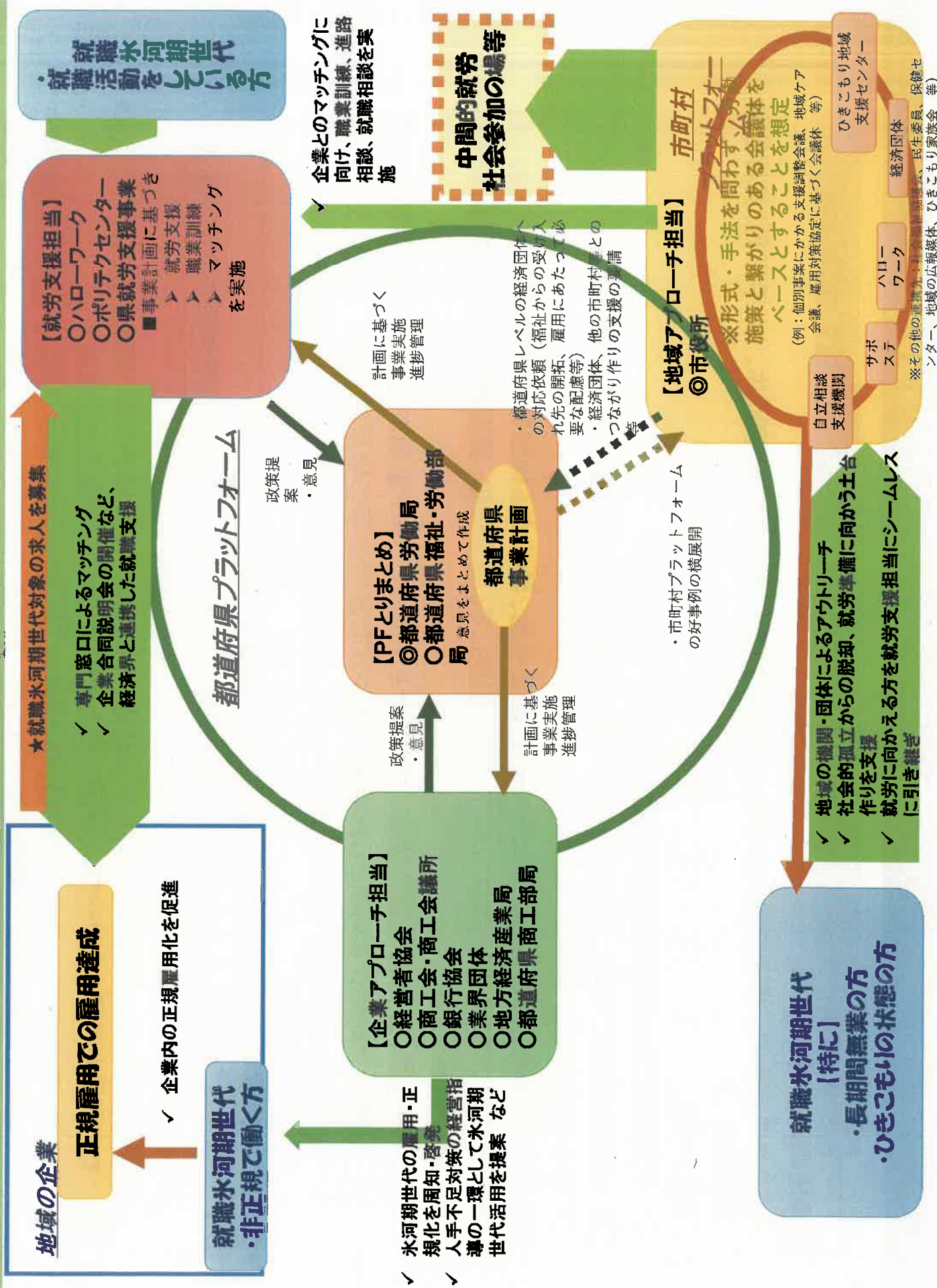
(中略) 御本人や、その御家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということを効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた戦略的な広報を展開する。

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就業状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等がいるが、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的多様である。このことを前提に、上記2の広報活動等により活用可能な支援メニューを発信し、1(2)のプラットフォームの下で、課題・支援ニーズの確かな見立てや、ふさわしいプログラムに誘導するアウトリーチ型の支援体制を整備した上で、以下の支援プログラムを効果的、きめ細かく組み合わせ、展開を図る。

- ・【安定就職に向けた支援プログラム(不安定な就業状態にある方などの活用を想定)】
- ・【就職実現に向けた基盤整備に資するプログラム(長期にわたり無業の状態にある方などの活用を想定)】
- ・【社会参加実現に向けたプログラム】

都道府県プラットフォームによる支援のイメージ図



都道府県レベルのプラットフォーム（各界一体となった就職氷河期世代の活躍促進）

【構成メンバー】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテク、経済団体、（人手不足）業界団体、金融機関 等

【取組内容】

- 都道府県ごとの事業実施計画・KPIを設定して進捗管理
- 就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- 行政支援策等の周知
- 行政側は職場体験・実習機会のニーズ（希望者数、希望する体験等の内容）を取りまとめ、経済団体に協力依頼、経済団体は傘下企業と連携して、職場体験・実習機会先・数を確保・取りまとめ提供する。
- 経済団体は、労働局や関係府省、サポステと連携して、傘下企業に対して以下の取組を要請
 - ✓ 就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等の積極的参加
 - ✓ 経済団体等が実施する事業主向けイベントで就職氷河期世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
 - ✓ 地域レベルのプラットフォームへの積極的協力 等
- 各自治体、各府省は、地域資源や地元の経済団体を活かした各種取組の周知啓発を推進
 - ✓ 地域の様々な関係機関との連携によるポスター掲示
 - ✓ 市町村・地域レベルプラットフォームと連携し、地域における介護事業者、民生委員、自治会での回覧板を通じたリーフレット配付などを推進 ⇨ 広報事業との連携
- 労働局、各府省、（人手不足）業界団体が連携して、「〇〇の資格を持っている（〇〇の訓練を受けている）方なら、年齢や職務経験を問わず、正社員の途があります」等のメッセージの発信

都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム 対象者数推計表

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)に盛り込まれた「就職氷河期世代活躍支援プログラム」では、主な支援対象者の例として、

- ① 不安定な就労状態にある方(不本意に非正規雇用で働く方など)
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり状態にある方など)

を位置づけている。各支援対象者の相互の関係と、規模感を整理すると下図のようになり、全体として、100万人程度(下図①+②+α)の規模と見込んでいる。

【35～44歳の人口・就業構造(平成30年労働力調査)】

人口 1,689万人	労働力人口 1,469万人	就業者 1,436万人 ①不安定な就労状態にある方 【約50万人】	完全失業者 33万人
	非労働力人口 219万人	②長期にわたり無業の状態にある方 【約40万人】 通学2万 家事従事者177万人	③社会参加に向けた支援を必要とする方 【計測困難】

支援対象者のうち、上記①、②の対象者数の把握については、「就職氷河期世代活躍支援に係る令和2年度予算概算要求等のとりにまとめについて」(令和元年8月30日付職発0830第7号、雇均発0830第3号、社援発0830第6号及び開発0830第2号)において示した「労働力調査」の数値や、次頁の都道府県ごとの推計値(5年に一度実施されている「就業構造基本統計調査(2017年)」等を活用して整理)を活用いただき、都道府県プラットフォームの事業実施計画の策定や進捗管理に取り組んでいただきたい。

また、これらはいくまで推計値であるため、ハローワークが把握している求職者数や就職実績、各都道府県が把握しているデータ等も活用していただきたい。

なお、上記③の対象者数については、ひきこもりの状態にある方などの社会参加に向けた支援を必要とする方は、調査対象とした場合も調査票回収率が悪く、統計バイアスが係りやすくなってしまうこと、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、就労を目指すことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。これらの方の実態の把握については、自治体が実際に調査を行った事例を厚生労働省でとりまとめ公表しているので、こうした事例も参考にされたい。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)

(単位：人)

		35～44 歳人口	不安定な就労状態にある方 (※1)	人口比	長期にわたり無業の状態にある方 (※2)	人口比
0	全国	17,306,000	541,700	3.1%	391,660	2.3%
1	北海道	690,700	23,300	3.4%	18,493	2.7%
2	青森県	155,200	6,200	4.0%	4,855	3.1%
3	岩手県	154,300	6,200	4.0%	3,498	2.3%
4	宮城県	314,800	10,800	3.4%	7,437	2.4%
5	秋田県	115,900	5,200	4.5%	2,733	2.4%
6	山形県	133,400	4,600	3.4%	1,898	1.4%
7	福島県	232,700	7,900	3.4%	7,784	3.3%
8	茨城県	387,100	15,100	3.9%	8,623	2.2%
9	栃木県	271,400	10,200	3.8%	8,935	3.3%
10	群馬県	261,200	8,000	3.1%	4,197	1.6%
11	埼玉県	1,046,400	30,000	2.9%	18,322	1.8%
12	千葉県	881,100	32,000	3.6%	23,905	2.7%
13	東京都	2,162,900	62,500	2.9%	41,705	1.9%
14	神奈川県	1,342,900	39,000	2.9%	26,952	2.0%
15	新潟県	287,600	10,000	3.5%	4,932	1.7%
16	富山県	138,500	2,500	1.8%	3,156	2.3%
17	石川県	153,000	5,000	3.3%	3,507	2.3%
18	福井県	98,300	2,800	2.8%	1,545	1.6%
19	山梨県	100,800	3,700	3.7%	1,379	1.4%
20	長野県	265,400	8,400	3.2%	4,077	1.5%
21	岐阜県	260,100	5,000	1.9%	6,754	2.6%
22	静岡県	486,500	16,700	3.4%	8,959	1.8%
23	愛知県	1,084,500	32,100	3.0%	23,226	2.1%

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態について理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPTが特別集計したデータを利用。

(単位：人)

		35～44 歳人口	不安定な就労状態にある方(※1)	人口比	長期にわたり無業の状態にある方(※2)	人口比
24	三重県	235,300	7,400	3.1%	3,535	1.5%
25	滋賀県	197,900	5,900	3.0%	2,641	1.3%
26	京都府	344,000	10,800	3.1%	7,943	2.3%
27	大阪府	1,220,900	36,600	3.0%	37,103	3.0%
28	兵庫県	736,700	22,700	3.1%	19,620	2.7%
29	奈良県	167,600	4,000	2.4%	2,712	1.6%
30	和歌山県	113,400	3,000	2.6%	2,645	2.3%
31	鳥取県	70,900	3,000	4.2%	1,053	1.5%
32	島根県	81,800	2,600	3.2%	1,900	2.3%
33	岡山県	245,700	7,000	2.8%	4,335	1.8%
34	広島県	377,800	8,400	2.2%	6,727	1.8%
35	山口県	167,700	3,700	2.2%	3,399	2.0%
36	徳島県	92,000	2,000	2.2%	2,797	3.0%
37	香川県	126,500	3,300	2.6%	2,083	1.6%
38	愛媛県	170,600	4,700	2.8%	4,105	2.4%
39	高知県	87,600	3,500	4.0%	1,703	1.9%
40	福岡県	697,900	26,600	3.8%	21,525	3.1%
41	佐賀県	101,500	4,400	4.3%	2,009	2.0%
42	長崎県	158,400	5,300	3.3%	4,257	2.7%
43	熊本県	216,200	6,900	3.2%	4,948	2.3%
44	大分県	143,600	4,500	3.1%	3,647	2.5%
45	宮崎県	133,400	4,400	3.3%	2,367	1.8%
46	鹿児島県	193,300	5,100	2.6%	4,199	2.2%
47	沖縄県	200,000	8,400	4.2%	5,450	2.7%

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についての理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPTが特別集計したデータを利用。

就職氷河期世代活躍支援について

市町プラットフォームについて

1. 基本的な考え方

- ▶ 市町村レベルでは、個別ケースの具体的な支援プランの作成のために関係者が集う会議体（支援調整会議）等が開催されており、こうした**既存の会議体等を十分に活用**する。
 - ※ 既存の会議体等の在り方は各自治体で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とすることや、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない自体を招く恐れがあることに留意。ただし、自治体における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。
 - ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。
- ▶ 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。
 - ① **既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと**
 - ② **上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること**

市町村プラットフォーム

2.実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク（※）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」も参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。
- （※）各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・ 自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 経済団体、地元の中小企業
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり家族会、当事者会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 保健所・保健センター
- ・ 地域の広報媒体

(2) 実施方法について

- 市町村プラットフォームの運営手法については指定しないこととするが、必ずしも全ての主体を集めて会議する必要はなく、各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。
- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等）において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。
- ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
- ※ 圏域としては市レベルを基本とし、町村については既存会議体の在り方を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、市町村事業を統括する都道府県保健福祉部局の担当者等と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

資料 2 やまぐち就職氷河期世代活躍支援
プラットフォーム設置要領(案)

やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領（案）

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」及び「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、山口県内の関係機関や団体を構成員とし、県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまぐちPF」という。）を設置する。

2 構成員

やまぐちPFの構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。

3 各構成員の役割

上記2の構成員の役割は、下記のとおりとする。

(1) 行政側

① 山口労働局（職業安定課）

- ・やまぐちPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（主担当）
- ・管内市町のプラットフォーム（以下「市町PF」という）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

② 山口県（商工労働部労働政策課）

- ・やまぐちPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（副担当）
- ・市町PFとの連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

③ 山口県（健康福祉部健康増進課）

- ・市町PFとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者のニーズの把握
- ・市町PFと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知広報

- ④ 就労支援機関（ハローワーク、山口しごとセンター）
 - ・ 専門窓口・専門チームによる就職支援
 - ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験機会の確保
 - ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
 - ・ 各種支援策の周知広報
 - ・ やまぐちPFとりまとめ事務局への政策提案
- ⑤ 中国経済産業局
 - ・ やまぐちPFとりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知広報
- ⑥ 山口県市長会、山口県町村会
 - ・ 各種支援策の周知広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会への参画や職場実習・体験機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ やまぐちPFとりまとめ事務局への政策提案

(3) 支援機関（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、山口県社会福祉協議会）

- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ やまぐちPFとりまとめ事務局への政策提案

4 やまぐちPFにおける取組事項

やまぐちPFにおいては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくよ

うな環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る支援ニーズを把握する。

- ① 不安定な就労状態にある者
- ② 長期にわたり無業の状態にある者
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者(ひきこもりの方や生活困窮の方など)

(3) 目標、KPI(重要業績評価指数)の設定及び事業実施計画の策定

- ① 山口県におけるKPIについては、適切なものを検討の上設定する。
- ② KPIを達成するために、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

(4) 市町との連携

市町PFの事務局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・福祉から受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベル経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町PFの好事例の周知等

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うために、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

PFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員（案）

区分	構成員 (機関・団体名)
経済団体	山口県経営者協会
	山口経済同友会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会 山口県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部
	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
市 町	山口県市長会
	山口県町村会
行 政	経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課
	山口労働局
	山口県商工労働部
	山口県健康福祉部

資料3 やまぐち就職氷河期世代活躍支援

プラン(仮称)(案)

資料3

やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラン(仮称)(案)

令和2年8月

やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

目次

1. 趣旨	1
2. やまぐち支援プランの計画期間及び進捗管理	2
3. 支援対象者	2
4. 山口県の現状と支援の方向性	3
5. 目標、KPI及び取組	4
(1)不安定な就労状態にある方	4
(2)長年にわたり無業の状態にある方	6
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方	8
(4)全支援対象者共通の取組	10
6. やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームと 市町プラットフォームとの連携	10
7. 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の実施	10

1. 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期(概ね 1993 年(平成5年)~2004 年(平成 16 年)に就職活動を行った、いわゆる「就職氷河期世代」は、現在、30 代半ばから 40 代半ば(令和2年4月1日現在、大卒で概ね 38 歳~49 歳、高卒で概ね 34 歳~45 歳)に至っている。その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。また、こうした課題に直面している方々の多くは、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員を諦めているなど、就職活動に当たって様々な課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、就職氷河期世代への支援は喫緊の課題であることから、政府は、経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)において「就職氷河期世代支援プログラム」を定めるとともに、当該プログラムを着実に実行するため、関係府省会議において「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」(令和元年 12 月 23 日決定。以下「行動計画 2019」という。)が取りまとめられた。

また、厚生労働省においても、厚生労働大臣を本部長とする「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」において、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」(令和元年5月 29 日決定。以下「支援プラン」という。)を策定し、就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、3年間で集中的に取り組むこととされた。

山口県においては、行動計画 2019 及び支援プランに基づき、県内の関係機関(経済団体、労働団体、支援機関、市町、行政)を構成員とし、県内の就職氷河期世代の活躍支援策をとりまとめ、進捗管理等を統括する「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「やまぐちPF」という。)を令和2年8月 28 日に設置した。

また、やまぐちPFにおいて「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラン(仮称)」(以下「やまぐち支援プラン」という。)を策定し、就職氷河期世代の方々が活躍の場を更に広げるために、県内の社会気運を醸成し、好事例の横展開を図りつつ、各界が一体となって、やまぐち支援プランに基づく各取組を継続的に推進していくこととする。

2. やまぐち支援プランの計画期間及び進捗管理

やまぐち支援プランの計画期間は、令和2年8月28日～令和5年3月31日までとする。

やまぐち支援プランの着実かつ効果的な推進を図るため、個々の取組や進捗状況をやまぐち PF 事務局にて把握するとともに、取組の進捗を踏まえた今後の施策展開の方向性等を協議するため、毎年度やまぐち PF 設置要領の5に規定する会議を開催し、内容を公表する。なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

3. 支援対象者

やまぐち支援プランにおいては、次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。支援に当たっては、就労を希望される方には正社員化及び正社員就職の実現を目指すものであるが、個々人の希望や意欲・能力に応じた雇用形態や待遇の実現及び社会参加へ向けた支援が図られることや、①～③の類型にかかわらず各支援機関が連携して取り組むことが重要である点に留意する必要がある。

①不安定な就労状態にある方

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する失業中の方など

②長期にわたり無業の状態にある方

- ・無業で家事も通学もしていない方のうち、就職などに向けた取組への意欲が認められる方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方や生活困窮の方など)

- ・ひきこもりの状態にある方、生活困窮に陥っている方など、就労支援だけでなく、保健医療や福祉的な支援を必要としている方

4. 山口県の現状と支援の方向性

総務省の「就業構造基本統計調査(2017年)」を基にした推計¹によると、山口県内における支援対象者の現状については、①不安定な就労状態にある方 3,700 人、②長期にわたり無業の状態にある方 3,399 人と推計している。③社会参加に向けた支援を必要とする方については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしもただちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていないが、今後、やまぐち支援プランの期間内で支援対象者のニーズを明らかにしていくこととする。

これらの方々の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も多様であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。そのためには、当事者やその家族の置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を社会全体に浸透させるよう取り組んでいくことが不可欠である。

支援対象者である「不安定な就労状態にある方」、「長期にわたり無業の状態にある方」、「社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方や生活困窮の方など)」は明確に区分できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものであることから、当事者とその家族を中心とした柔軟な支援を行うためには、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応する必要がある。

これらを踏まえ、就労や処遇の改善、社会参加を促す中で、必要な人に必要な支援が届く体制を構築することなどに、やまぐち PF のみならず、他の関係機関とも連携して取り組んでいくこととする。

¹ 資料出所：総務省「就業構造基本統計調査(2017年)」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

・「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており「現職の雇用形態についている理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

・「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。就業構造基本統計調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用している。

5. 目標、KPI²及び取組

(1)不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について現状よりも良い処遇を目指すため、支援対象者の正規雇用者数を2,040人³増やすことを目標とする。

【KPI】

項目	KPI
ハローワーク紹介による正社員就職件数	1,800件
キャリアアップ助成金活用による正社員転換数	700人
山口しごとセンター利用者における就職決定数	514人

【取組】

(相談体制の充実)

ハローワーク宇部に「キャリアアップ応援コーナー(就職氷河期世代専門窓口)」を設置し、専門担当者で構成するチームによる個別支援によるマッチングの促進及び職場定着を図る。

【山口労働局】

専用窓口を設置しないハローワーク相談窓口にて、相談者が就職氷河期世代対象者であるか判断を行い、対象者に関しては助成金をはじめとする積極的な支援に対応できる体制を組み、多様なニーズにあわせた就職支援を行う。

【山口労働局】

国と県の業務を一体的に実施する「山口しごとセンター」において、専任のキャリアカウンセラーによるキャリアカウンセリングから就職支援サイト等による情報提供、職業紹介、就職後のフォローアップまでのサービスをワンストップで提供する。

【山口労働局、山口県】

² KPI： 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator) の略。目標の進捗を把握するための指標。

³ 2,040人： 総務省「就業構造基本統計調査 (2017年)」等より
「不安定な就労状態にある方」山口県3,700人/全国541,700人×100≒0.68%
30万人(国の目標)×0.68%=2,040人(山口県の3年間の目標)

(職業訓練の実施・強化、スキルアップ支援)

「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の支援対象者個々人のニーズに応じた情報提供、アドバイス及びあっせんを行う。

【山口労働局】

離職者、求職者、在職者それぞれのニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公共職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

なお、訓練コース等の設定に当たっては、正社員就職のために資する内容とするよう配慮する。

【山口労働局、山口県、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構】

(就職、正社員への転換支援)

支援対象者に対するマッチングイベント(企業の説明会、就職面接会、職場体験、職場見学、セミナー等)を開催(後援・共催を含む)する。

【山口労働局、山口県、中国経済産業局】

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)、キャリアアップ助成金等の企業支援策周知に努め、その活用による就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

【山口労働局】

就職氷河期世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)、マッチングイベント等への取組について、業界団体や企業等へ要請する。

【山口労働局、山口県】

企業における就職氷河期世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等への取組を促進する。また、取組に必要な施策の提案を行う。

【山口県経営者協会、山口経済同友会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会】

就職氷河期世代を対象とした正社員化を含む処遇改善等に係る働きかけを行う。

【日本労働組合総連合会山口県連合会】

(2)長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業の状態にある方については、働くことや社会参加を促す中で本人に合った形で支援を行う必要があることから、地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)を中心とし関係機関と連携した職業的自立支援につなげることを目標とする。

【KPI】

項目	KPI
サポステにより実施した相談件数(福祉機関等への出張相談や関係機関からの依頼を受けての相談を含む)	4,500 件
サポステの支援により就職等 ⁴ につながった件数	546 件
サポステと地域の関係機関との連携体制の強化	市町 PF 等への参画

【取組】

(相談体制の充実)

サポステの支援対象年齢を 39 歳までから 49 歳までに拡大するなど相談体制を整備する。

また、福祉関係機関等への出張相談において支援対象者を把握するとともに、支援対象者個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援につなげる。

【山口労働局、山口県】

(就労に向けた支援)

支援対象者に対するカウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催等により、職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

【山口労働局、山口県】

長期にわたり無業の状態にある方に係る就職等支援など、受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等への取組について、業界団体や企業等へ要請を行う。

【山口労働局、山口県】

⁴ 就職等： 「雇用保険被保険者資格を取得し得る就職」、「雇用保険被保険者資格が取得できない就職だが、資格を取得し得る就職に向けてサポステの支援が継続される就職」及び「公的職業訓練の受講」を指す。

長期にわたり無業の状態にある方に係る就職等支援など、企業における受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等の取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策をやまぐちPFに提案する。

【山口県経営者協会、山口経済同友会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会】

働き方改革やワーク・ライフ・バランスの普及啓発等を通じ、多様な働き方の推進を図る。

【山口労働局、山口県】

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方や生活困窮の方など)

【目標】

当事者やその家族の希望に応じ、市町における居場所の整備、その他対象者の状態に合わせた支援を行うための多様な取組を推進し、社会とのより太いつながりが生まれることを目標とする。

【KPI】

項目	KPI
就労準備支援事業実施福祉事務所	15 福祉事務所
ひきこもりの方等の相談窓口の整備	19 市町

【取組】

(ニーズの把握)

相談内容の分析などにより、社会参加に向けた支援を必要とする方のニーズを把握する。

【山口県、山口県社会福祉協議会】

(相談支援体制の充実)

社会参加に向けた支援を必要とする方やその家族が、お住まいの地域で容易に相談できる環境を整備するために、市町での相談窓口を明確化した上で、広報等により住民への周知を図る。

【山口県、山口県社会福祉協議会、山口県市長会、山口県町村会】

ひきこもり地域支援センターが、市町の窓口や関係機関に対する専門的なアドバイスを行うとともに、ひきこもり状態にある方やその家族への取組を支援する。

【山口県】

各市町福祉事務所が実施する生活困窮者就労準備支援事業の取組に関する助言、情報提供を行う。

【山口県】

(相談支援に係る人材の育成、資質向上)

自立相談支援機関の相談支援員の資質向上のための養成研修やひきこもり地域支援センターによる支援者向けの研修会などにより、支援に係る人材の育成、資質の向上を図る。

【山口県、山口県社会福祉協議会】

(職場体験・見学、就労に向けた支援)

社会参加に向けた支援を必要とする方に係る職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援などの受入体制整備について、業界団体や企業等へ要請を行う。

【山口労働局、山口県】

社会参加に向けた支援を必要とする方に係る職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援などの受入体制整備に係る取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策をやまぐち PF に提案する。

【山口県経営者協会、山口経済同友会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会】

社会参加に向けた支援を必要とする方に係る受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等への取組について働きかけを行う。

【日本労働組合連合会山口県連合会】

(4)全支援対象者共通の取組

【KPI】

項 目	KPI
県内全市町での市町 PF の設置	19 市町

【取組】

市町レベルのプラットフォーム(以下「市町 PF」という。)を形成し、支援に係る関係者間の情報共有を行う。また、市町 PF の活動活性化のため、好事例の横展開などの積極的な協力を行う。

【山口労働局、山口県】

やまぐち PF の取組や活動等について、市町や各団体の構成企業・団体等に積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で就職氷河期世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。

【全構成員】

支援対象者一人ひとりに各種施策や社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段(メディア、SNS、WEB、イベント開催等)を活用し、家族、関係者も含め効果的に伝わる周知・広報策を展開する。

【全構成員】

6. やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームと市町プラットフォームとの連携

やまぐちPFは、市町PFの効果的かつ円滑な運営のために、市町PFからの支援要請に対して適切に対応するとともに、好事例等の就職氷河期世代支援に関する情報についてはこれを共有し、双方緊密な連携を図ることとする。

7. 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の実施【別表】

【別表】

地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業一覧

実施主体	事業名
山口県	山口しごとセンター管理運営費
山口県	地域若者サポートステーション機能強化事業
山口県	就職・採用活動オンライン化緊急支援事業
下関市	就職氷河期世代等支援事業
宇部市	就職氷河期世代キャリアアップ支援事業

(参考資料)

- 1 山口労働局における取組
- 2 山口県商工労働部における取組
- 3 山口県健康福祉部における取組
- 4 中国経済産業局における取組

キャリアアップ応援コーナー

就職氷河期世代支援窓口



2020年4月1日(水)

ハローワーク宇部に新規OPEN！

対象者

就職氷河期世代(概ね35歳～54歳)の方で、以下のいずれかの要件に該当する方を応援する窓口です。

- ◎概ね直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の方
- ◎非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方
- ◎就業経験がない方 など

支援内容

- ◎担当者制による個別支援
- ◎就職氷河期世代限定(歓迎)求人情報のご案内
- ◎応募書類の作成支援
- ◎面接のトレーニング
- ◎応募前職場見学のご案内
- ◎職業訓練(ハロートレーニング)のご案内
職場実習のあっせん
- ◎各種セミナー・面接会の開催



ハローワーク宇部

宇部市北琴芝2丁目4-30

TEL.0836-31-0164(41#)

ご利用時間 月～金 8:30～17:15

(土・日・祝はお休みです)



就職氷河期世代を応援してみませんか



「氷河期世代に限定した求人」は
35歳以上54歳以下の
年齢制限をすることが可能です



正社員
支援！！

「限定求人」の対象者は？

○35歳以上54歳以下の者
(いわゆる就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった者※)

※正社員雇用の機会に恵まれなかった者

雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者

概ね一年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者

非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が乏しい者(正規雇用の在職求職者は除く。)

「限定求人」の募集要件は？

- ①期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
- ②経験等不問の求人であること。
- ③免許・資格を求める場合は、当該免許等の実務経験を求めないもの。
- ④選考方法は、「面接」のみとするよう努めること。

「歓迎求人」の募集要件は？

- ①期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
- ②経験等不問の求人であること。
- ③免許・資格を求める場合は、当該免許等の実務経験を求めないもの。



就職氷河期世代を応援される事業所が、活用できる助成金については、裏面をご覧ください。詳しくは、ハローワークにおたずねください。

お問い合わせ：山口労働局・ハローワーク

R020303

「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」のご案内

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。(令和2年2月14日～)

＜対象となる労働者＞ 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です

雇い入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下、「ハローワークなど」といいます)の紹介で**正規雇用労働者**(※)として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
③	ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である方かつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
④	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

(※) 正規雇用労働者とは

正規雇用労働者とは、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する方とします。
ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。
また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることが必要です。

- (ア) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。
- (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

◆ 対象となる事業主の要件は、裏面をご覧ください。

＜支給額＞ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

企業規模	支給対象期間	支給額 ※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇い入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期といいます。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。



(事業主の方へ)

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまへ

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

助成金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合は、いずれも1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

※ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※1
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※2に就いていない期間が1年を超えている
- ④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等※3で55歳未満である
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※4

※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※3 安定した職業に就いていない方で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方

※4 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 安定した職業に就いている人
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・ 学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・ 他の事業所でトライアル雇用期間中の人

<お知らせ>

- ◆ トライアル雇用の活用により雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用終了後も、引き続き継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することができます。詳細は特定求職者雇用開発助成金のリーフレットをご確認ください。
- ◆ 中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の受給ができます。詳細は若年・女性建設労働者トライアルコースのリーフレットをご確認ください。
- ◆ 平成31年4月から対象者が変更されました。

<ご注意>

- ◆ 派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆ トライアル雇用求人の選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。
例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆ 求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆ トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020214企03

<対象となる事業主> 下表①～⑤のすべてを満たす事業主が助成金を受給できます

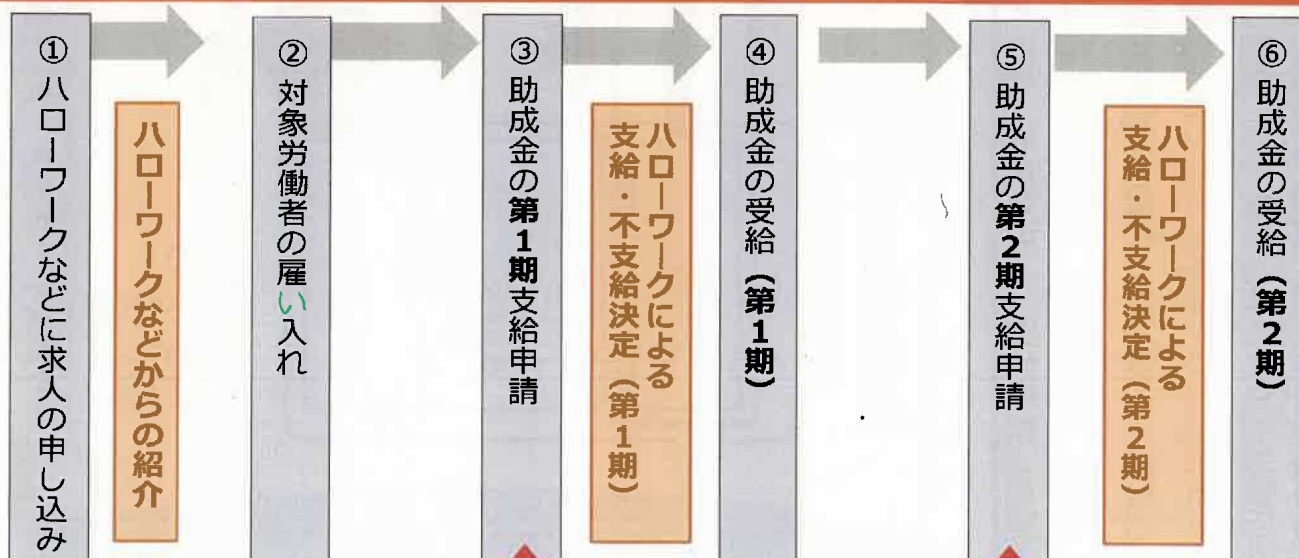
①	雇用保険の適用事業主であること
②	対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者（※）として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること（※）表面参照
③	対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと
④	基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
⑤	対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

注) 上記を満たす事業主であっても、以下に該当する場合は助成金が支給されません

（詳しくは事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。）

- ・ ハローワークの紹介以前に雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことのある人をこの職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、この雇い入れをする事業所と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇い入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、この雇い入れをする事業所で、通算して3カ月を超えて訓練・実習などを受講したことなどがある人を雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向・派遣・請負・委任の関係によって、対象労働者を事業所で就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3カ月を超えて受講したことなどがある訓練・実習などを行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性などからみて密接な関係にある事業主がこの対象労働者を雇い入れる場合
- ・ 対象労働者が、雇い入れをする事業所の代表者または取締役の3親等内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合
- ・ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- ・ ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇い入れられた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつこの対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ・ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことによって、高年齢者などの雇用の安定などに関する法律に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合
- ・ この助成金の対象労働者であることをあらかじめ把握せずに雇い入れる場合
- ・ 支給対象期の途中で対象労働者が定年に達する場合

<雇い入れから支給申請までの流れ>



支給にあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも、条件などがあります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

地域若者サポートステーションの取組強化

就職氷河期世代の無業者が直面する、就職、職業的自立の実現に向けた困難、複合的な課題に鑑み、これまで概ね40歳未満の若年無業者等の自立支援拠点として実績を上げてきた地域若者サポートステーション（サポステ）の専門知見を積極活用し、「入口」での福祉施策とのワンストップ型・アウトリーチ型の組合せ等による支援対象者を把握し、働きかけ、支援する体制を全国的に整備する。

また「出口」でのハローワークの就職支援・訓練プログラム、企業との連携強化を図り、就職・正社員化等の職業的自立につながる働き方実現を強かに推進する。（サポステ・プラス（愛称））



地域若者サポートステーション

のご案内

利用の対象者 原則15歳から49歳で働いていない方、その保護者



地域若者サポートステーションでは、原則15歳から39歳で働いていない方の就職等の自立に向け、専門家による相談などの支援を行っています。また、就職氷河期世代を中心とした40～49歳までの方もご利用いただけるようになりました。ご家族からの相談もお受けします。お気軽にご相談ください。

しものせき若者サポートステーション

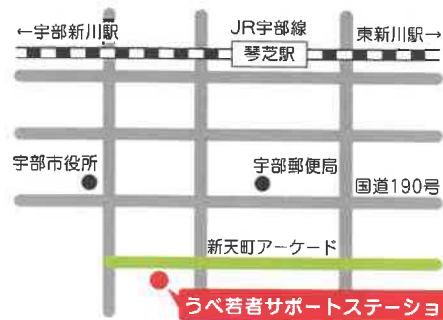
- 住所** 下関市山の田東町2-32
ハイクレスト山の田1F
- 受付日時** 月～金曜日 9:00～18:00
(土・日・祝日、年末年始、お盆を除く)
- 電話番号** **083-254-0340**



web [しものせき若者サポートステーション](#) [検索](#)

うべ若者サポートステーション

- 住所** 宇部市新天町1-3-5
きらめきスタジオ
- 受付日時** 火～土曜日 10:00～18:00
(日・月・祝日、年末年始、お盆を除く)
- 電話番号** **0836-36-6666**



web [うべ若者サポートステーション](#) [検索](#)

ほうふ若者サポートステーション

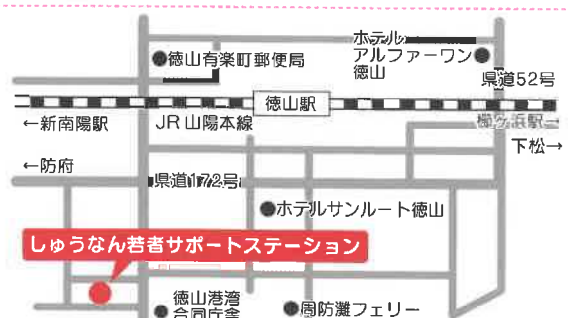
- 住所** 防府市栄町1-1-17
- 受付日時** 火～土曜日 9:30～17:30
(日・月・祝日、年末年始、お盆を除く)
- 電話番号** **0835-28-3808**



web [ほうふ若者サポートステーション](#) [検索](#)

しゅうなん若者サポートステーション

- 住所** 周南市徳山港町1-1
- 受付日時** 火～土曜日 9:30～17:30
(日・月・祝日、年末年始を除く)
- 電話番号** **0834-27-6270**



web [しゅうなん若者サポートステーション](#) [検索](#)

**出張
相談**

ハローワークプラザ下関、サンワーク美祿、小野田勤労青少年ホーム、山口市市民活動支援センター「さぼらんて」、萩市中央公民館、岩国市中央公民館、柳井市中央公民館、あいぱーく光等において、出張相談も行っています。詳しくは、各地域若者サポートステーションにお問い合わせください。

主な支援内容

① ご相談

就職支援の専門家(キャリアカウンセラー)や心の悩みを聞く専門家(臨床心理士)がご相談に応じます。



② 支援プログラム

相談者一人ひとりの状況に応じたプログラムを作成し、就労等に向けた支援を行います。

- 職場体験、職場見学
- コミュニケーショントレーニング
- 各種セミナー
(面接対策、応募書類対策)
(ビジネスマナー等)



③ ご家族へのサポート

セミナーや個別面談を行います。



山口しごとセンターやハローワーク、健康福祉センターなど、他の就労支援機関と連携し、地域全体で若者一人ひとりに適した自立支援を効果的に行います。

FLOOR MAP フロアマップ

最新の就職活動の情報収集や
サポートコーナーも充実しています!!



お仕事ライブラリー

就職活動に関する書籍の貸出サービスを行っています。(書籍貸出は1人1冊まで/7日借)

キッズコーナー

子育て中の方も安心
カウンスリングの待ち時間などにお子様と遊べるキッズコーナーを開設しています。子育て中の方もお気軽にご来所下さい。
※定例開催ではありませんので、お子様から目玉を覗きたいようにお願ひします。

インターネット・資料作成コーナー

常設のインターネット端末で就職情報サイトにアクセスして、県内外の就職情報を集めましょう。

やまぐちジョブナビ

県内企業の魅力が満載
ネット上で学生・一般求職者と企業との出会いの場を提供する就職支援サイトやまぐちジョブナビを活用して企業の魅力情報、求人情報、イベントの開催案内など最新の就職情報をゲットしましょう。
※登録は無料、年齢制限はありません。

個別就職相談実施時間(予約制)

- ① 9:00~10:10
- ② 10:40~11:50
- ③ 13:00~14:10
- ④ 14:20~15:30
- ⑤ 15:40~16:50
- ⑥ 17:20~18:30

※土曜日・日曜日は6コマ制ではありません。



最初のご利用時に
山口しごとセンター
ご利用カードを発行します。
2回目からは忘れずに!!

山口しごとセンターでの
個別就職相談申し込み先
TEL: 083-974-5120
HP

サイトからも申し込みできます。

個別就職相談の予約状況がホームページでご確認いただけます。
電話、またはホームページからお申し込み下さい。(予約優先)



山口しごとセンター TEL:083-976-1145
E-mail:info@job.jp

〒754-0014 山口市小野高砂町1-20 (JR山口駅南口南側徒歩3分)

カウンスリング・セミナー
予約専用 TEL:083-974-5120

開館時間
平日/8:30~19:00 土曜日/8:30~17:00
第2-4日曜日/8:30~17:00
休館日:第1-3日曜日、休日、年末年始

※日曜日は、職業紹介及び求人検索はご利用できません。

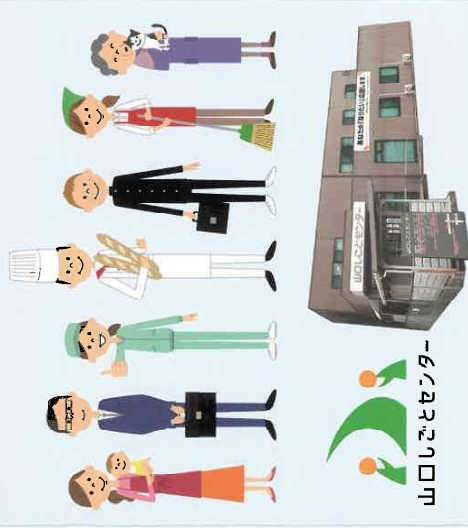


このパンフレットは端末画面を使用しています。

山口しごとセンター



「なりたい」になれる場所



山口しごとセンター

県民局でのキャリアカウンセリングのご案内

県内7ヶ所の県民局で実施中!!

年齢・性別に関わらず、どなたでもご利用できます。

※ご予約は前日までに山口しごとセンター 083-974-5120までお願ひします。

対象	実施日	住所
県内に居住する求職者の方	① 9:00~10:10 ② 10:20~11:30 ③ 13:00~14:10 ④ 14:20~15:30 ⑤ 15:40~16:50	家 湯 崎 町 ① 9:00~10:10 ② 10:20~11:30 ③ 13:00~14:10 ④ 14:20~15:30 ⑤ 15:40~16:50
求職活動の具体的な方法について 就職活動の準備書、履歴書、求職状の作成方法 求職活動に関する県民局ごとについて 面接に必要知識、面接時のアドバイス		

会場	実施日	住所
岩国	通常相談/第1金曜日 女性相談デー/第3金曜日	岩国市三笠町1-1-1 岩国県民局(岩国総合庁舎内)
柳井	通常相談/第2金曜日 女性相談デー/第4金曜日	柳井市宮前町3-9-3 柳井県民局(柳井総合庁舎内)
周南	通常相談/毎月(第4除く)木曜日 女性相談デー/第4水曜日	周南市毛郡町2-38 周南県民局(周南総合庁舎内)
山口	通常相談/毎月(第4除く)水曜日 女性相談デー/第3水曜日	山口市神田町6-10 山口県民局(山口総合庁舎内)
宇部	通常相談/第1木曜日 女性相談デー/第3水曜日	宇部市夢芝町1-1-50 宇部県民局(宇部総合庁舎内)
下関	通常相談/毎月(第4除く)金曜日 女性相談デー/第4金曜日	下関市美祇町3-2-1 下関県民局(下関総合庁舎内)
萩	通常相談/第2木曜日 女性相談デー/第4水曜日	萩市江向531-1 萩県民局(萩総合庁舎内)

就職フェアなどの開催

- ふるさと山口企業合同就職フェアの開催
- ふるさと山口就職ガイダンスの開催

企業と若者を結びつけるイベントの開催

- 学生と企業との交流イベントの開催
- 学生サポーターによるインターンシップ体験

山口しごとセンターは全年齢の求職者及びUIターン希望者を対象に個別就職相談・情報提供・職業紹介等の支援を一貫して行うために県が設置しているワンストップサービスセンターです。

山口ごとセンターなら就職活動に関することは、すべて揃っています!!

自分に合った仕事を見つけた方、就職活動がうまくいっていない方など一人で悩まず、お気軽にご相談下さい。専門のスタッフが力強い味方となって、あなたの就職を応援します。



カウンセリング
ルームで
個別相談

就職に関する事なら、どんな相談にも応じます。専門のキャリアカウンセラーと、仕事探しや就職活動での悩みをすっきり解決しましょう!

個別就職相談 キャリアカウンセリング

- 希望の仕事に就くためのアドバイス
- 求人情報の探し方・見方
- 希望企業へのアプローチの仕方
- 応募書類(履歴書・職務経歴書)作成のコツ
- 模擬面接
- Uターン相談(やまぐち暮らし総合支援センター)

※事前予約が優先です。



適職診断で
自分に合った
仕事探し

自分に向いている仕事が見つからないあなた。どんな仕事に就こうか迷っているあなた。まずは、適職診断システムを使って自分に合った仕事を見つけてみましょう!

※事前予約が優先です。



セミナーを
受講して
スキルアップ!!

「自己分析」「応募書類の書き方」など就職スキルアップのためのセミナーを定期的に開催しています。事前に日程をチェックして参加してみてください。

就職支援セミナー

- 自己分析
- 応募書類(履歴書・職務経歴書)の書き方
- 面接・グループディスカッション対策
- 就職フェア直前対策

※事前予約が優先です。

まずは受付でご利用登録

はじめに山口ごとセンターを利用される場合、まずは受付でご利用登録をお願いします。その場で「ご利用カード」を発行し、提供している各種就職支援サービスをご案内します。



山口新卒応援
ハローワーク

山口新卒応援ハローワークは山口ごとセンター内に設置されています。厚生労働省所管の国の機関であり、学生や44才までの一般求職者等に対し、随時職業相談、職業紹介、求人情報提供、就職活動に必要な各種セミナー、求人開拓、大学等巡回職業相談、適職診断、面接対策等を行っています。

問合せ先

083-973-8080

※通話時間:平日・年末年始は利用できません。

シニア・女性就職支援コーナーを新設

子育てや家族の介護で働けなかった女性や定年退職などで第一線を退いたシニアの方の相談を受け、「もう一度働きたい」を支援します。

きめ細やかなサービスを行うため、事前予約制となっております。電話またはホームページからお申し込みください。

☑ 個々の経験やライフスタイルに応じた相談を実施

☑ 非正規・パートタイム等の職業紹介を実施!

☑ 就職相談・職業紹介ともに事前予約制

☑ 対象年齢を拡大! 40才以上もご利用OK!

※通話時間:平日・祝日・年末年始は利用できません。



「ひきこもり」とは

半年以上、学校や職場に行かず、
家族以外との親密な対人関係が持てない状態が

続いている場合を

「ひきこもり」といいます。

統合失調症や躁うつ病などの精神疾患であれば、

医療機関での治療が優先されます。

まずはつながることから始めてみませんか？



機 関 名	電 話 番 号
精神保健福祉センター (心の健康電話相談)	☎0833-901-1556
岩国健康福祉センター(直通)	☎0827-29-1525
柳井健康福祉センター(代表)	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター(直通)	☎0834-33-6424
山口健康福祉センター(直通)	☎083-934-2532
山口健康福祉センター(防府支所)	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター(直通)	☎0836-31-3203
長門健康福祉センター(代表)	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター(直通)	☎0838-25-2667
下関市立下関保健所	☎083-231-1419

(健康福祉センター担当：精神・難病班)



ひきこもり

～家族だけで悩んでいませんか～



家族の小さな一歩が
回復への糸口になります

山口県

段階に沿った支援

～回復の4段階(step)～



Step 4

段階的社会的参加

職場見学や職場体験等のプログラムを利用し、大きな挫折を避けつつ、十分な準備期間を経て、就労やボランティア活動など、その人なりの社会参加を段階的に進めていきます。

社会参加に向けて

～就労支援など～



Step 3

集団の場への参加

居場所（フリースペース）や本人の会など、安心できる集団の場で、様々な人間関係を経験します。
(脱・社会からのひきこもり)

徐々に広がる人間関係

～フリースペースや本人の会～



Step 2

本人へのアプローチ：家族以外との関係づくり

家族との関係が改善すると、家族が信頼している支援者であれば、会うことの抵抗感が薄れてきます。信頼できる支援者との出会いには、本人にとって、家族以外の人の人間関係の新たな始まりです。

※「睡れない日が続く」「気分がとてども落ち込む」「誰もいないのに声が聞こえる」などの症状がある場合は、精神科医療機関への受診を優先してください。

信頼できる支援者との出会い

～本人の相談や診療、訪問サポート～



Step 1

家族へのアプローチ：家族と本人の関係改善

社会からひきこもりだけでなく、家族と口を利かない、悪言があるなど、家族と本人との関係も壊れているのが一般的です。まずは、家族が相談し、適切な対応をとることで、本人と家族との関係を改善しましょう(脱・家庭内ひきこもり)。家族教室(居場所)や各地で開催されている家族の会も効果的です。

家族の理解と適切な対応が回復への第一歩

～家族相談・家族教室・家族の会～



もっと知りたい!

Q&A

Q 本人と話したいんだけど... どうしたらいいの?

A 何も話すことが見つからない場合は、「おはよう」「おやすみ」「いいってきます」「だいたい」「なみ」「いいいただきます」などの挨拶から始めてみましょう。とはいえ、声をかけても返事がないと、続けにくいかもしれません。家族教室では、このような関わり方の工夫を学んだりアイデアを得たりすることができます。

Q ひきこもっているのは、本人が急いでいるんじゃないですか?

A 周囲から見ると、表面上は急いでいるように見えるかもしれませんが、本人は、内心「どうにかしたい」と強く希望しているものではないです。本人に「急いでいる」といった言葉をかけることは、ひきこもり状態をさらに悪化させることとなります。本人の見えない心を理解するようにつとめましょう。

Step 1 家族にできることは?

Step 1

知る～家族教室

家族教室では、ひきこもりについての理解を深めるとともに、ちょっとした言葉かけの工夫などを学んでいきます。家族教室で、回復に向けてのヒントを学んでみませんか。

つながる～家族相談

誰にも相談できずに、問題を家族だけで抱え込んでいませんか? まず、家族が支援者に対応の方法について相談しましょう。

支えあう～家族の会

同じ悩みを持つ家族の会です。他の家族の経験を聞いたり、自分が抱えている悩みを話したりすることができ、家族が互いに励ましあい、支えあい、元気になるための会です。

参加者の声

～家族教室～

「声のかけ方の工夫を教えてもらって、家に帰って試してみました」
「色々な考え方があったのがわかり、考え方や見方が広がりました」
「勇気を出して参加したら、同じ悩みを持つ家族と出会って、気持ちを分かってくれて元気が出ました」

参加者の声

～家族の会～

「誰にも話せなかったことが、家族の会では話すことができ、心が軽くなりました」
「家族同士で励まし合って、まずは縁が元気になることが大事だと感じました」
「お互いの知恵や情報を交換することが、とても参考になりました」



※相談先、家族教室、家族の会については、健康福祉センター(保健所)や精神保健福祉センターにお問い合わせ下さい。

生活に
困っている

解決に向けたお手伝いをします！

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

仕事が
見つからない

家賃を
払えない

将来が
不安

病気で
働けない

住む所が
ない

家族の
ことで
悩んでいる

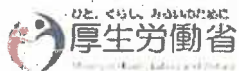
社会に
出るのが
怖い

働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事
をお聞かせください。
地域の相談窓口が一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。



無料相談

ご相談はお住まいの市町や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。



(窓口一覧は最終面に記載)

4月から、生活困窮者への支援制度が始まります。

就職 住居 家計管理 子どもの学習 等をサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

※の事業については、地域により取組状況が異なります。詳しくは相談窓口にお問い合わせください。

自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業 ※



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業 ※



家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労訓練事業 ※



柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。

生活困窮世帯の子どもの学習支援 ※



子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う「一時生活支援事業」もあります。※「住居確保給付金の支給」、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

まずは地域の相談窓口へ。

各自治体の窓口には配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅にも訪問します。

生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

定期的なモニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

真に安定した生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

生活困窮者自立支援制度を利用して生活を立て直したケース

Aさん(38歳男性)

長期ひきこもりのケース

Aさんは、両親と3人暮らし。高校を中退後、一時アルバイトを経験したもののすぐに辞めて家に引きこもるようになりました。父親(80歳)は、無口で、とても厳格な性格で、母親(78歳)は、もともと病気がちで足腰も弱いものの、身の回りのことはある程度対応可能です。父親の厚生年金が家計の中心になっており、母親が管理しています。

Bさん(26歳男性)

求職者への支援のケース

Bさんは、高校時代にいじめに遭い、同年齢の人間関係を避けがちになりました。そのようなこともあり、県外の専門学校に進学し、卒業後は、飲食店に住み込み就労しました。しかし、職場でのトラブルをきっかけに、職場を無断で休みがちになり、解雇されてしまいました。その後も就職に結びつかず、求職活動も途切れるようになってしまいました。

Cさん(47歳男性)

貧困の連鎖防止のケース

Cさんは、妻と娘の3人暮らし。飲食店を経営していましたが、不況のため廃業に追い込まれました。妻(46歳)は、夫が仕事を失って以来、家計を支える役割を担うようになり、現在はパートを3つ掛け持ちしています。長女(14歳、中学校2年生)は、中学入学後、勉強についていけなくなり、学校を休みがちとなりました。夜遊びも増えました。

Dさん(32歳女性)

緊急支援のケース

Dさんは、IT関連会社に正社員として就職しましたが、業績悪化によりリストラされました。その後、非正規でIT関連の仕事を続けてきましたが、解雇され、仕事を半年間探したものの全く見つからず、貯金も底をついたため、アパートを追い出されます。郷里に戻ることも考えますが、既に妹が結婚し、家を継いでいることから、東京で頑張ることを決意します。

社会参加から就労へ

私(Aさん)は、高校を中退後、アルバイトをしていましたが、アルバイト先でのトラブルで辞めてからは、母親を介護することで、自分の役割がここにあると思うようになり、特に就職する必要性を感じなくなっていました。しかし、支援員と何度も話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味を湧いてきました。試しに行ってみたところ、互いの苦勞をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間に出会うことができ、やがて一緒に活動するようになりました。徐々に自信を取り戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人などにも理解のある飲食店を紹介してもらい、働き始めました。始めは、環境に慣れずに休みがちでしたが、職場の理解も得ながら徐々に休みも減りました。母親の介護は介護保険を申請し、ヘルパーさんに来てもらっており、今では充実した毎日を送っています。

住居確保給付金と就労訓練事業による支援

私(Bさん)は貯金が少なくなり、このままではアパートを出ていかねばならず、切迫した状況にありました。支援員からは、まずは安定した住居を確保する必要があるということで、住居確保給付金の制度の説明を受け、給付の決定を受けることができました。就労については、私には調理スキルがあったことから、飲食業での就労を望みましたが、焦らず時間をかけて生活を立て直すことが大事だと考え、生活リズムを整え、対人スキルを身につけることを短期目標とし、就労訓練事業の非雇用型として高齢者施設に通うことになりました。始めは、利用者とのコミュニケーションに苦勞しましたが、訓練を続けた結果、非雇用型から雇用型に切り替わりました。今では、人の役に立ちたいという思いから、ヘルパー資格を取るべく準備を進めています。

本人だけでなく家族も含めた包括的な支援

私(Cさん)は、飲食店を倒産に追い込んでしまったことで、完全に自信を失い悲観的になっていましたが、働きたいという気持ちは持ち続けていました。支援員と話するうちに、飲食店を経営した経験があるということは自分にとっての強みであると前向きに考えられるようになり、支援員の支援もあり、調理補助の正社員として就職することができました。私が仕事を開始したことで、妻はパートを1つに減らすことができ、生活に余裕ができたことで、家族に対しても優しく接することが出来るようになりました。長女と一緒に過ごす時間を持つことができるようになったことで、長女の生活習慣が改善されていきました。また、長女は学習支援に通うことで、高校に進学して、将来やりたいことを見つけたいと考えようになり、担任教員の協力のもと、今では学校にも通えるようになりました。

他制度を活用した複合的な支援

私(Dさん)は、健康状態が気になっていたものの、健康保険料を払っておらず、無保険状態であったため通院できませんでした。便潜血があり、3日間も何も食べていないということを支援員に相談すると、緊急性があると判断され、生活保護の申請を行うとともに、一時生活支援事業を利用することになりました。1週間後に、生活保護の決定(医療扶助)があり、通院することができました。その後は、一時生活支援事業が利用できる3ヶ月間に、就労ができるような健康状態に回復するまで支援してもらい、回復してからアルバイトを探して、貯蓄することを目指しました。その結果、一時生活支援事業の支援期間終了と同時にアルバイト先に採用されることになり、生活保護(医療扶助)は廃止となりました。今では職場にも慣れ、生活も安定しています。

自立相談支援機関によるアセスメント・プラン作成

ケース1

ケース2

ケース3

ケース4

相談窓口一覧

お気軽にご相談ください！！

お住まいの地域	相談窓口	住所	電話番号
下関市	生活サポートセンター下関	下関市貴船町 3-4-1	0120-150-873
宇部市	生活相談サポートセンターうべ	宇部市琴芝町 2-4-25 宇部市多世代ふれあいセンター5階	0836-43-7440
山口市	パーソナル・サポートセンター やまぐち	山口市緑町 3-29	0800-200-6291
萩市、阿武町	萩市社会福祉協議会	萩市江向 510	0838-25-3620
防府市	防府市自立相談支援センター	防府市緑町 1-9-2	0835-24-9777
下松市	下松市社会福祉協議会	下松市西市二丁目 10番 16号	0833-41-2242
岩国市	くらし自立応援センター いわくに	岩国市麻里布町 7-1-2	0827-24-2571
光市	光市生活自立相談支援センター	光市光井 2-2-1	0833-74-3025
長門市	長門市自立支援相談センター	長門市東深川 1308番地 4	0837-23-1600
柳井市	柳井市社会福祉事務所 (生活困窮者自立支援相談窓口)	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111
美祢市	美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分 320-1	0837-52-5222
周南市	周南市徳山社会福祉センター別館	周南市速玉町 3-17	0834-31-4742
山陽小野田市	地域生活支援センター	山陽小野田市大字鴨庄 92番地 山陽総合福祉センター内	0120-83-2344
周防大島町	周防大島町福祉事務所 (生活支援班)	大島郡周防大島町 大字西安下庄 3920-21	0820-77-5505
和木町、田布施町 平生町、上関町	東部社会福祉事務所 (柳井健康福祉センター)	柳井市南町三丁目 9-3	0820-22-3777

地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

(令和2年度)

中国経済産業局

◆事業概要

中国地域の中小企業・小規模事業者を対象に、経営課題や求人像の明確化を図り、人材の採用から定着を一貫して支援し、就職氷河期世代、外国人、シニアなど多様な人材等、企業の経営課題に即し必要な人材の確保につなげます。

<受託機関>

- ①(株)リクルートライフスタイル
- ②(株)東京リーガルマインド
- ③岡山県中小企業団体中央会

STEP1 STEP2

経営課題・求人像・
人材活用方針の明確化等

STEP3

魅力発信

STEP4

マッチング

STEP5

定着フォロー

①就職氷河期世代
活躍支援
(中国5県)

②高度外国人材
活用拡大支援
(中国5県)

③ものづくり中小
企業の人材確保
モデル取組支援
(岡山)

◆意識啓発セミナー

◆人材受け入れセミナー

◆求人情報及び採用
HPの作成・情報発信

◆高度外国人材に関する
セミナー

◆アドバイザーによる企業
への個別コンサルティング

◆深化版採用塾

◆企業への個別コンサルティング

◆合同企業説明会、
プーチ相談会の開催

◆企業説明会（大学・
専門学校）

◆魅力発信求人票の
整備

◆専用WEBサイトによる
企業の魅力発信

◆各企業採用HPの強化

◆内定者対象研修

◆企業向けの採用人材
定着フォロー支援

◆内定者対象研修

◆コーディネーターによる
採用後のフォロー

◆事例集による取組発信

就職氷河期世代活躍支援

中国経済産業局

支援概要

人材不足の課題を抱える中小企業・小規模事業者を対象に、「就職氷河期世代の人材」とのマッチング支援を実施し、企業の経営課題の解決につなげるとともに、就職氷河期世代の不安定な就業環境の改善を目指す。

対象企業

人材確保により事業進化や売上拡大（生産性向上）に直結する中小企業・小規模事業者

対象人材

就職氷河期世代（30代半ば～40代半ば）のうち、現時点で不安定な就業状況にある人材（非正規及び無職の者）

プログラム

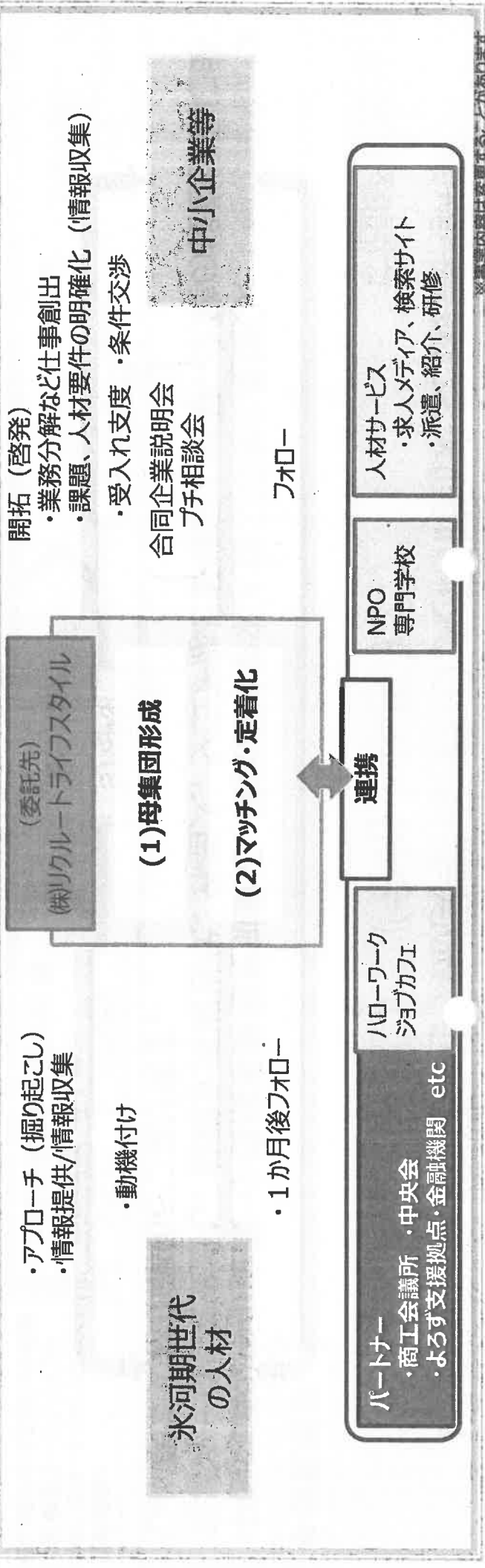
意識啓発セミナー
（企業及び人材向け）

マッチング
（リアルイベント or WEB形式）

フォローアップ

経営課題の整理
人材受入れセミナー（企業向け）

求人情報作成セミナー（企業向け）
特設WEBサイトでの適性診断
（人材向け）



※事業内容は変更することがあります